

---

## Ⅶ 保存管理

---

### 1 基本的な方向性

#### (1) 保存・管理の方向性

盛岡城跡は近世城郭としての歴史性を基本に、近代以降も盛岡の都市的変遷に伴い様々な要素を加え、盛岡市の歴史文化の象徴的存在となってきた。盛岡城跡の保存管理では、これを盛岡城跡の特徴と捉え、各種調査の推進とその成果に基づきつつ、本質的価値である近世城郭盛岡城跡の遺構の保存を第一義としながら、近代以降に加えられた要素との調整を図ることを基本的な方向性としていく。

#### (2) 現状変更等に関する方向性

ア 史跡盛岡城跡の第1種～第4種地区(91頁第22図参照)の構成要素(遺構の内容と史跡の現状)を考慮し、それに相応しい保存管理区分を設定する。

イ 史跡内の住民・関係者をはじめ、広く市民の理解と協力を得ながら、取扱方針を定める。

ウ 保存管理の基本的な考えをもとに、現状変更に対応できる取扱方針を定める。

### 2 保存管理の方法

#### (1) 地区ごとの保存管理方法

##### 【第1種地区の保存管理方法】

- ・発掘調査により確認された遺構の保存を図るとともに、石垣カルテを作成するなど、定期的な観察や調査により現況を把握した上で、必要に応じた復元・修理等を実施する。
- ・遺構の保存に影響のある樹木、植物については、伐採等の措置をとる。
- ・公園の維持管理・便益に供する施設の修繕等については、遺構等の保存を前提とし、歴史的な景観への影響を最小限度に留めるための調整を図る。
- ・遺構の保存に影響を及ぼす既存の工作物等については、移設や撤去の措置を講ずるものとし、史跡の保全に努める。
- ・発掘調査により盛岡城に関連する遺構が確認された場合は、埋戻しにより保存を図る。
- ・園路の管理は、安全性を確保するため、必要に応じてごみや落葉等を除去する。また、園路側溝に溜まった土砂等についても適宜除去する。
- ・維持管理等により発生した廃棄物、土砂等については、史跡の外に搬出する。

##### 【第2種地区の保存管理方法】

- ・発掘調査により確認された遺構の保存を図るとともに、石垣カルテを作成するなど、定期的な観察や調査により現況を把握した上で、必要に応じた復元・修理等を実施する。
- ・現存する堀(亀ヶ池・鶴ヶ池)については法面の現状維持を図るとともに、水質浄化を推進する。
- ・現存する土塁の地形を保存する。

- ・植生の管理は、安全性の確保や風致の維持、眺望確保を目的として、適宜実施する。
- ・遺構の保存に影響のある樹木、植物については、伐採等の措置をとる。
- ・公園の維持管理・便益に供する施設の修繕等については、遺構等の保存を前提とし、歴史的な景観への影響を最小限度に留めるための調整を図る。
- ・遺構の保存に影響を及ぼす既存の工作物等については、移設や撤去の措置を講ずるものとし、史跡の保全に努める。
- ・発掘調査により盛岡城に関連する遺構が確認された場合は、埋戻しにより保存を図る。
- ・園路の管理は、安全性を確保するため、必要に応じてごみや落葉等を除去する。また、園路側溝に溜まった土砂等についても適宜除去すること。
- ・維持管理等により発生した廃棄物、土砂等については、史跡の外に搬出する。

### 【第3種地区の保存管理方法】

- ・現存する城郭の地形について保存を図る。
- ・植生の管理は、安全性の確保や風致の維持、眺望確保を目的として、適宜実施する。
- ・公園の維持管理・便益に供する施設の修繕等については、遺構等の保存を前提とし、歴史的な景観への影響を最小限度に留めるための調整を図る。
- ・遺構の保存に影響を及ぼす既存の工作物等については、移設や撤去の措置を講ずるものとし、史跡の保全に努める。
- ・発掘調査により盛岡城に関連する遺構が確認された場合は保存を図る。
- ・園路の管理は、安全性を確保するため、必要に応じてごみや落葉等を除去する。また、園路側溝に溜まった土砂等についても適宜除去すること。
- ・維持管理等により発生した廃棄物、土砂等については、史跡の外に搬出する。
- ・既存の宗教施設や公園施設については、それぞれの管理者が必要な維持管理を行うものとし、施設の改修等に当たっては、遺構の保存と景観に配慮することを条件に、現状変更を許可するものとする。

### 【第4種地区の保存管理方法】

- ・道路（都市計画道路）や既設の埋設管等については、それぞれの管理者が必要な維持管理を行うものとする。
- ・櫻山神社参道地区内の既存建物の維持等については、地元関係者等との協議や史跡周辺地区の全体像を踏まえて計画するものとする。

## （2）遺構・植生の保存管理方法

### ①石垣

石垣の現状や構造等を把握するため、修築履歴や発掘調査成果等の研究・分析を行うとともに、石垣の変状が見受けられる地点における状況を把握するため、石垣変位調査を継続的に実施する。

なお、石垣カルテの作成が石垣総面積の6パーセントに留まっていることから、石垣のモニタリングや安定度解析のため基礎データとして、速やかに石垣カルテの作成に取り組むものとする。

また、日常観察や台風などの自然災害が発生した際に行う点検とともに、平成11年度から実施し

ている石垣変位調査の観測成果に基づき、変形の前兆を把握し、危険度の高い石垣から順に、修理の際に基準となる現況図を作成するとともに、崩落等の可能性が高いと判断された場合は、最小限度の修理を行うものとする。

なお、危険度を検討した結果、直ちに解体修復の必要が生じない場合については、石垣面をネット等で保護する等の措置を講ずるなど、構築当時の石垣の歴史性が保たれるよう留意する。

石垣面に生育する樹木は撤去するとともに、石垣上に生育する樹木を定期的な剪定等により樹勢を抑制する等の措置を講ずるものとする。

## ②堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）

史跡盛岡城跡の内堀、岩手公園における鶴ヶ池・亀ヶ池として重要な構成要素である。

日常の巡視・観察を行い、地形のき損や倒木等が確認された場合は、見学者の安全確保について速やかに対応することとし、被害の拡大を防止するものとする。

なお、地震や台風などの自然災害が発生した際には、重点的な観察・確認を行うものとする。

また、水質の保全を図るため、適宜、落ち葉等堆積物の除去を行うとともに、中津川から取り込んでいる水量の確保を検討するなど、水質の改善を図りながら現在の利用形態を継続していくものとする。

## ③土 塁

土塁の保存管理については、原形をとどめている箇所のほか、土塁上部が削られているものの、旧来の地形が残存している箇所については、地形の改変を避けるものとする。

また、周囲に植栽された樹木が腐朽や自然災害等により倒れる危険性があるため、適宜伐採等の措置を施し倒木による破損を防ぐものとする。

## ④植 生

植生の管理については、平成28年度に策定した「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」に基づき実施するものとする。

### (1) 植生管理の基本方針（「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」から）

#### ①基本方針

- ア 史跡や都市公園として安全で親しまれ、利用される緑地帯の空間を整える。
- イ 盛岡城跡の石垣や遺構の保全と文化財を活かした利活用を図り、次世代を見越した植栽管理計画とする。
- ウ 文化財と歴史的景観を優先しながらも、中心市街地を結ぶ貴重な緑地帯としての都市景観や都市防災、さらには利活用等に考慮し、都市公園機能を強化する。
- エ 植栽管理により盛岡城跡の規模や構造が知ることができるよう石垣の顕在化を図り、往時の植生を復元しながら城内から藩主や藩士が望むことができた景色や城外域から見た盛岡城の修景と景観を再生する。
- オ 植栽管理により、盛岡城跡の規模や構造が理解できるようにし、市民生活に城跡の存在感を高める。

カ 歴史性や気候風土に適した江戸時代から生育する樹木、大木、標本木・副標本木、生育数の少ない樹木、記念植栽木、搬入された樹木の適切な管理を行うとともに、歴史的経過を踏まえた特色ある地区ごとの植栽配置とする。

キ 植栽管理基本計画で定める事項の実施については、今後第2期整備終了予定の令和24年度までを目途として計画するものとし、市民生活に融和して理解を得て、たえず見直しを図りながら実施するものとする。

## ②植生管理の方針

植生の管理については、日常的な維持管理行為の主要な事項であることから、具体的な管理項目やその方法について示す。

藩政時代に植栽された樹木については、明治7年(1874)3月に1,276坪をはじめとする建物とともに、松864本、樺45本、栗6本、雑木58本が払い下げられている。

また、明治24年(1891)には杣(杉)833本、松74本、御用ノ松74本、栗15本、胡桃44本、桜46本、雑木2本、樺46本、合計1,304本(ほか86本は朽木)が売却されたことからほとんど残存していないが、樹径等から三ノ丸東部及び淡路丸西側のエドヒガンが藩政時代から生育する樹木の可能性が指摘されている。しかし年輪調査を行っていないことから正確な樹齢は不明である(樹種の表記は原文のまま)。

明治期の公園整備の際に植栽されたウメ・サクラについては、盛岡に春の訪れを知らせるとともに、市民の憩いの場としての役割を果たしている。特に、淡路丸のサクラや淡路丸下南東部のウメについては、一部で明治期に植栽されたものが残っており、当時の公園整備状況を知ることができる。

植栽については、公園来園者に緑陰を提供するという意味においても必要不可欠なものであるが、一方で樹木の根が石垣に悪影響を与えているものや腐朽により倒木の恐れのあるものもみられる。

石垣面に生育している樹木については、必要に応じて石垣保存の措置として伐採を進めるものとする。

なお、石垣に近接する樹木であっても石垣に悪影響を与えないと判断される樹木については、今後の整備に支障のないものに限り、石垣修復工事の際に防根シートを施工するなどして残すこととする。

また、石垣面より3m以内の範囲については、原則として植栽を行わないこととする等、将来にわたって樹木の根が石垣に悪影響を及ぼさないような措置を講じるものとする。

## ③植生管理の項目と方法

### ア 歴史的価値を構成する樹木の保護育成

現存する樹木のうち、次に該当する樹木については、積極的に保全を図るものとする。

ただし、遺構の保存に悪影響を及ぼす恐れがある場合、または公園の安全性を脅かす場合については、伐採も含めた対策を検討する。

- ・近世から生育することが推定される古木＝エドヒガン(二ノ丸・三ノ丸)
- ・明治期の公園整備の際に植樹された樹木＝サクラ(淡路丸)、ウメ(淡路丸下東側)、モミジ(本丸・二ノ丸)

保護の対象樹木は、過度な落ち葉かき等により、根系が露出しにことに配慮する。

すでに根系が露出している樹木については、根系周辺の腐植層を確保するとともに、根元を踏み固めない等の対策を講じる。専門家による定期的な診断を行い、適切な措置を講じる。

#### イ 遺構の保存や顕在化に影響を及ぼす植物の管理

##### (ア) 石垣の保護

石垣において樹木が生育すると、根系の侵入による石積みの孕み、倒木に伴う石垣のき損に繋がる恐れがあるため、早期に対策を講じる必要がある。

- a 石垣に生育する樹木については、その影響を回避するために伐採を検討する。
- b 根系の除去が遺構の保存に悪影響を及ぼす場合については、根系が枯死・腐朽した後に除去を行うものとし、除去後に適切な処置を施すものとする。
- c 石垣面に生育する低木や草本類については、定期的に刈り取りを行う。

##### (イ) 土塁・堀跡等法面の洗掘防止

史跡地内の土塁・堀跡等の法面については、踏圧等により裸地が発生しており、表土の流亡や樹木根系への悪影響が懸念されるため、対策を講じるものとする。

- a 発生した裸地については、立ち入りを制限する等の対策を講じるとともに、腐植土や木材チップを敷く等して、洗掘の防止、植生の回復に努める。
- b 既に小規模な流路が形成されている箇所については、上記の措置のほか必要に応じて土本的な整備についても検討するものとする。

#### ウ 危険を及ぼす可能性のある樹木の抽出と保存・伐採の選定

史跡地内には多くの樹木が生育しており、一部では傾斜地にも生育している。傾斜地の下部には園路や広場等があることから、倒木や落枝等を未然に防ぎ、安全性の確保に努める必要がある。

- a 傾斜地に生育する樹木のうち、根系が浅く倒木の可能性が高いものについては伐採を行う。
- b 幹や枝が枯損した樹木については、枝おろしまたは伐採を行う。枝おろしは切断面から樹木に腐朽が入らないよう適切な措置を講じるものとする。
- c 落下の危険性の高い横枝は、適宜枝おろしを実施するものとする。
- d 倒木が確認された場合には速やかに搬出する。

#### エ 史跡の風致を維持するための植物の管理

##### (ア) 植栽樹木の管理

史跡地内には公園緑地として多くの植栽が施されており、これらの植物の維持管理についても引き続き実施する。

- a サクラ等植栽樹木の追肥、病虫害駆除等は、必要に応じて適宜実施するものとする。
- b 植栽樹木が繁茂し、見通しが悪くならないように剪定、刈り込みを適宜実施するものとする。

##### (イ) 刈取り除草

史跡地内には芝のほか、低木や雑草が多く生育している。これらの繁茂は公園・史跡としての修景が損なわれる一因となるので、積極的に管理を行う必要がある。

- a 雑草の繁茂を抑制し、草丈を可能な限り低く維持するために、刈取りを適宜実施するものとする。

b 刈草等は、公園・史跡地の修景の保護の観点から、史跡外に搬出することを原則とする。

(ウ) 落ち葉等の清掃

落ち葉が散乱し、吹き溜まることは、場所によっては修景を損なうことに繋がる。

また、落葉が堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）に堆積することにより水質の低下を招く一因となっていることから、必要に応じて清掃を行う必要がある。

a 落葉の清掃は、平場を中心に、堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）内においても実施するものとする。

b 落ち葉などは、公園・史跡地の修景の保護の観点から史跡外に搬出することを原則とする。

オ 盛岡城跡内外からの眺望確保のための植物の管理

樹木をはじめとする植物が繁茂し、史跡の立地や歴史性を理解する上で重要な眺望を阻害しているため、その確保のために管理をおこなう必要がある。これら樹木の伐採、剪定については、別途整備計画を定めた上で実施するものとする。

カ 修景のための新たな植栽修景のための新たな植栽

史跡地内の修景向上及び史跡整備上必要と判断された場合は、修景等のための植栽を施すものとする。これら植栽については、別途整備計画を定めた上で実施するものとする。植栽の維持管理、剪定・伐採については保存管理計画を踏まえ、以下を基本方針として行うものとする。

(ア) 遺構の保全や、将来的な遺構復元整備等に支障となる樹木については、必要に応じて伐採または除去するものとする。

(イ) 石垣より生育している樹木については、抜根による影響を調査・検討した上で除去する。

(ウ) 石垣の際に存在し樹根が石垣を傷めているものについては、樹冠上部を伐採し石垣の解体修理と併せて樹根の除去を行う。

(エ) 石垣面に生育する低木や草本類については、定期的に剪定を行う。

(オ) 盛岡城跡の歴史的修景を構成する淡路丸や三ノ丸のサクラ、鍛冶屋門周辺地区のウメ、本丸及び淡路丸、二ノ丸、三ノ丸のモミジ等、その場のあり方として相応しい樹木や市民の活動等において活用がなされている樹木については、遺構の保全や将来の史跡整備の支障とならない限り、適宜保全を図るものとする。

(カ) 遺構の復元整備を行う上で障害となる樹木のうち、保全すべき古木・貴重木等は移植を行う。

(キ) 傾斜地に生育する樹木のうち、根系が浅く倒木の可能性が高いものについては、必要に応じて伐採を行う。

(ク) 幹や枝が枯損した樹木については、枝おろしまたは伐採を行う。

### (3) 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針

史跡盛岡城跡及び内曲輪内でありながら史跡指定地外となっている範囲とともに、盛岡城の遠曲輪（総構え）までの範囲における埋蔵文化財包蔵地のうち、盛岡城及び城下町に関連する遺構のほか、盛岡城の築城や修築に関連する遺構、南部氏の菩提寺や墓所に関連する遺構に加え、城郭の一部として機能した河川やその痕跡が存在する範囲については、可能な限り現状の保全を図るとともに、開発行為等により失われる可能性がある場合は事前に必要な調査を実施し、記録保存等の措置を講ずるものとする。

なお、調査等の結果、重要な遺構が発見された場合については、その保存措置を検討するものとする。

## 3 現状変更等の取扱基準

### (1) 基本的事項

史跡指定地内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化財保護法第125条の規定に基づき文化庁長官の許可が必要である。

なお、軽微な現状変更については、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、盛岡市教育委員会事務局歴史文化課（文化財・史跡担当）が事務を行う。

史跡盛岡城跡地内の大半は市有地となっているが、史跡の北側には櫻山神社境内地や民有地も所在している。

このことを踏まえ、本質的価値を構成する城郭遺構に対して影響を与える行為については認めないことを前提とし、史跡の保存に影響の無いものや、公園の維持管理・活用のための行為及び防災その他公益上必要な行為に限り、現状変更の許可申請の対象とする。

### (2) 現状変更等の取扱基準

史跡指定地内において現状変更を認める行為の基準については、文化財保護法及び文化財保護法施行令に示されている。

#### ア 現状変更が認められない行為

- ①史跡の適切な保存管理のために定めた本計画の基準に反する場合
- ②史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

#### イ 現状変更許可の申請を要する行為

- ①造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立て等の地形の改変
- ②道路の新設、改築及び修繕
- ③建築物※の新築、増築、改築、移転又は除却
- ④工作物の新設、改修、修繕、移設又は除却
- ⑤公園施設の新設、改修及び修繕

- ⑥地下埋設物の新設、改修及び修繕
- ⑦樹木の植栽、伐採
- ⑧発掘調査等各種学術調査、保存管理及び整備活用に必要な行為
- ⑨その他史跡に影響を及ぼす行為

以上の現状変更は、史跡の価値を十分に踏まえた上で検討し、実施しなければならない。

また、原因者は盛岡市教育委員会、岩手県教育委員会、文化庁との協議を行った上で、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に関しては、事前の発掘調査等を実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更等について協議を行うものとする。さらに、史跡・公園整備等の大規模な現状変更に関しては、学術調査等の結果を踏まえた上で、岩手県教育委員会や文化庁の指導を受け、有識者等で構成する史跡整備委員会等で計画の検討を行うものとする。

※[建築物に関する語句の定義]

- ・建築とは、建築物を新築し、増築、改築、または移転することをいう（建築基準法第2条13号）。
- ・新築とは、新たに建物を建築するもので、増築、改築又は移転に該当しない建築をいう。
- ・増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう。
  - i) 既存の建築と同一敷地内であること。
  - ii) 既存の建築と用途が不可分であること。
- ・改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう。
- ・移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

ウ 許可を要しない行為

文化財保護法第125条の「現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とある。当条文に基づき、以下の行為については許可を要しないものとする。

◆史跡の維持のために必要な措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第4条に規定される「維持の措置」の範囲

- i) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状に復するとき
- ii) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき
- iii) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

◆非常災害等のために必要な応急的措置

- i) 災害が発生、またはその発生が明らかに予測される緊迫の事態において執られる緊急的な措置



(主な事例)

- ・破損した建物及び工作物等の除却
- ・事故で破損した交通安全施設等を緊急的対応として取り替える場合
- ・地下埋設管の破裂等による緊急的措置

#### ◆日常的な維持管理の行為

i) 道路・水路・建築物・工作物等の形状・色彩等を変えない行為

(主な事例)

- ・舗装等の簡易な維持管理行為
- ・堀(池)・水路・側溝等における通常の維持管理行為
- ・建築物・工作物等の損壊を復旧するまでの間に応急的に行われる措置(土地の形状変更・掘削を伴わないもの)
- ・土手及び法面の維持管理行為、清掃

ii) 植生の日常的な手入れ(枯損木・倒木処理・支障枝剪定、草刈など)

iii) 保存に及ぼす影響が軽微である行為

(主な事例)

- ・公園使用許可を得ていない一時的不法占用物件の撤去
- ・危険木の伐採(抜根を伴わない)、植物(花き)の植替え(上記の場合でも、景観に及ぼす伐採については許可が必要)

#### エ 市による現状変更の許可が必要な行為

文化財保護法第125条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、現状変更の許可及びその取り消し並びに停止命令を盛岡市が行う。なお、現状変更の申請先は盛岡市とする。

- ①小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ②小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ③工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ④法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ⑤電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ⑥建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ⑦木竹の伐採
- ⑧史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

オ 文化庁による現状変更の許可が必要な行為

現状変更申請が必要な行為のうち、ウ及びエを除く全ての現状変更は、文化庁長官による現状変更の許可が必要となる。

(3) 地区ごとの保存管理・現状変更等許可基準

「(2) 現状変更等の取扱基準」で示した現状変更の内容ごとの取扱いは以下のとおりとし、地区毎の取扱基準は 144・145頁表31に掲載した。史跡地内には、道路等の公益上必要な施設や、土地・施設の管理上必要な工作物、埋設物等が存在する。また、史跡の利活用には有効な園路や便益施設も所在する。このため、これらの機能の維持についても配慮し、遺構の損傷や景観への影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提として現状変更を取り扱うものとする。

ア 地形の改変

遺構復元等を目的とした史跡整備等のための地形変更を除き、土手の削剥さくはくや水面の埋め立てなどの大幅な変更は認めないものとし、協議によりその可否を判断する。

イ 道路の新設、改築及び修繕

公共・公益上必要な道路の維持を図るための改築・修繕については、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。

ウ 建築物の新築、増築、改築、移転又は除却

建築物の新築・改築等については、史跡の歴史性を理解するための復元整備や、史跡及び公園の機能を維持・管理するための施設等を除き、原則として認めないものとする。

なお、第3種地区については、既存宗教施設の機能を維持するための改築や除却等について、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。

第4種地区における建築物の改築については、将来的に許可基準(建築等が可能な範囲・規模、建築意匠等)を定めた上で、地下遺構及び遺構面の保存を条件に現状変更の可否を判断するものとする。

また、既存建築物等の改修・修繕等、建築物の維持のために必要な措置については、行為の内容や必要性に応じて判断するものとする。

エ 工作物の新設、改修、修繕、移設又は除却

防災上、または土地や施設の管理に必要な工作物のほか、文学碑・顕彰碑・遊具等の既存工作物の改修については、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。

なお、工作物の新設及び移設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断するものとする。

#### オ 史跡及び公園の利活用に関連する施設の新設、改修及び修繕

史跡・公園の利活用に関連する諸施設の維持に必要な施設の改修・修繕については、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。

なお、施設の新設に当たっては、施設の内容や規模・意匠について、可能な限り史跡の景観に配慮するとともに、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

また、史跡の理解につながる歴史的建造物の復元（的）整備や遺構の整備、説明板の設置等については、必要性とともに真実性を十分に検証した上で、地下遺構に影響がないよう計画するものとする。

#### カ 地下埋設物の新設、改修及び修繕

公共・公益上必要な施設の維持のための改修・修繕については、遺構に影響のないよう計画した上で現状変更を許可するものとする。

なお、新設に当たってはその必要性等に応じ、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

#### キ 樹木の植栽、伐採

史跡の保存整備上必要な修景や表示等のための植栽については、地下遺構の保存を図った上で、その必要性等に応じて判断するものとする。

伐採については、既存木の枯損や腐朽のほか、城郭遺構の保存に影響がある場合、また、公園整備上支障となる場合等、その必要性に応じて判断するものとする。ただし、抜根については、地下遺構の保存状況を勘案し判断する。

#### ク 発掘調査及び保存整備等

遺構の保存や現状把握に関わる調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合について認めるものとする。学術的調査成果に基づく保存修理、整備をおこなう場合については、その方法等を十分に検討した上で現状変更を許可するものとする。

表31 史跡指定地内の現状変更等許可基準

対象地区		第1種地区	第2種地区	
保存管理基準		<p>史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない範囲外の現状変更は認めない。</p> <p>ただし、既存の工作物及び公園施設の修繕及び樹木等伐採については、協議の上現状変更の可否を判断する。</p>	<p>史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない範囲外の現状変更は認めない。</p> <p>なお、公園の維持管理に必要な施設の新設及び改築については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。</p>	
現状変更の内容	地形の改変	△	△	
	道路	新設	×	×
		改築・修繕	—	—
	建築物	新築・増築 改築	×	×
		改修・修繕	—	—
	工作物	新設	×	×
		改修・修繕	△	○
	公園施設	新設・改築	△	△
		改修・修繕	△	○
	地下埋設物	新設	△	△
		改修・修繕	△	○
	樹木の植栽・伐採	△	△	
	発掘調査・保存整備 (復元・遺構表示・石垣修復)	○	○	

※現状変更の適用にあたっては、原則として遺構に対して影響を与える行為について認めないものとする。また、工事の施工等にあたっては、遺構の保護を前提とする。

第3種地区	第4種地区	備考
<p>史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない範囲での公園管理施設の新設・改修以外は認めない。</p> <p>なお、既存の宗教施設や公園施設の改修については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。</p>	<p>史跡整備・活用についての現状変更のほか、遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽、地形を改変しない範囲での工作物及び公園施設の新設について現状変更を許可するものとする。</p> <p>また、既存の店舗・住宅等における内外装の改修、工作物及び公園施設、地下埋設物の修繕等について現状変更を許可するものとする。</p> <p>なお、店舗等の改築については、今後、諸課題に取り組みつつ、将来的に許可基準（建築等が可能な範囲・規模、建築意匠等）を定めた上で、地下遺構及び遺構面の保存を条件に現状変更の可否を判断するものとする。</p> <p>既存道路（都市計画道路）については、現状維持を図るための修繕等について、現状変更を許可するものとする。</p>	<p>店舗等の改築許可基準の詳細については今後地元関係者等と協議する。</p>
△	△	史跡整備、石垣修理に伴うものに限る
×	×	
—	○	
×	×	対象：住居・店舗・宗教施設
○	○	
△	△	対象：文学碑・顕彰碑・記念碑・遊戯施設・擁壁・噴水及び小規模建築物等に附随する門・塀・既設道路に附帯する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・案内板
○	○	
△	△	対象：園路・側溝・給排水・照明灯・電気・防犯・安全設備・管理棟・休憩施設（四阿・ベンチ等）・トイレ・水飲み・ガイダンス施設等
○	○	
△	△	
○	○	
△	△	植栽の整備については、整備構想策定時に検討
○	○	

凡例 ⇒ ○：原則として発掘調査を実施した上での現状変更は認める。  
 ただし、調査で重要な遺構が発見された場合は認めない場合もある。  
 △：現状変更の内容によりその可否を判断する。  
 ×：現状変更を認めない。

#### 4 追加指定の方針

史跡指定地については、内曲輪の大部分が範囲となっているが、内曲輪内にありながら史跡指定範囲外となっている西側の内堀に相当する（史跡範囲西側）旧北上川河道までの範囲、史跡南側（米内蔵南側）の内堀までの範囲について、追加指定に必要な条件整備（資料調査等）を行うものとする。その他、盛岡城（総構）の範囲内において、重要な遺構（遺物）が発見された場合や、その周辺で盛岡城の築城や修築に関連する遺構等が発見された場合のほか、南部家墓所をはじめとする近世大名の習俗等を知る上で重要な歴史遺産等について、今後の発掘調査や史・資料調査の結果により、史跡盛岡城跡の本質的価値を構成する要素であることが学術的に確認された場合については、その保存を前提に、追加指定等を視野に入れた検討・協議を行う。

#### 5 土地公有化の方針

史跡指定地の大半は、昭和9年（1934）12月1日付けで岩手県より岩手公園の管理について移管を受けた盛岡市が南部家から用地を買収しており、既に市有地となっているが、下曲輪地区については市有地、櫻山神社所有地、民有地が混在している。よって、当該地区については、営業者・居住者・地権者との協議を踏まえ、史跡を適切に保存・整備・活用を行うための公有化について、今後のまちづくりの方向性を踏まえて検討するものとする。

また、追加指定を図る地域については、史跡の整備や管理上の必要性、地権者の財産権の保護の観点などから、地権者の理解のもと、必要に応じて公有化を図るものとする。



第32図 追加指定の条件整備を行う範囲